

第55号議案

文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例に関する
意見聴取について

上記の議案を提出する。

令和5年11月22日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

第一条 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例（昭和三十一年九月文京区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

別表第一中「九十二万二千円」を「九十三万千円」に改める。

第二条 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を次のように改正する。
第五条第二項中「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に應じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。） 公布の日
- 二 第一条中別表第一の改正規定 令和六年一月一日
- 三 第二条の規定 令和六年四月一日

（説 明）

給料月額及び期末手当に係る支給月数を改定するため、本案を提出いたします。